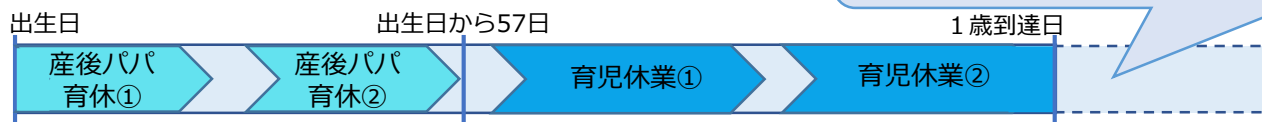


令和4年10月1日から、 育児休業・育児参加のための休暇を より柔軟に取得できるようになります！

1. 育児休業制度の改正のポイント

保育所の利用ができない等、特に必要と認められる場合は、1歳6か月まで（さらに特に必要と認められる場合は、2歳まで）育児休業を取得することができます。



育児休業：原則2回(改正前:原則1回)まで取得可能となります

【取得要件】(変更なし)

次の①・②の両方を満たす職員

- ① 勤務日が週3日以上又は年121日以上
- ② 子が1歳6か月になる日までに任期(更新後のものを含む)が満了すること及び特定官職(任命権者を同じくする官職)に引き続いて採用されないことが明らかでない

【取得回数】

原則子の1歳の誕生日の前日まで、**原則2回**(改正前:原則1回)取得可能

【請求期限】(変更なし)

原則休業開始希望日の1月前までに請求

産後パパ育休(子の出生日から57日間以内にする育児休業)： 取得要件が緩和され、請求期限が2週間前までに短縮されます

【取得要件】 次の①・②の両方を満たす職員

- ① 勤務日が週3日以上又は年121日以上
- ② **子の出生日から57日目より6月を経過する日**(改正前:子が1歳6か月になる日)までに任期(更新後のものを含む)が満了すること及び特定官職に引き続いて採用されないことが明らかでない

【取得回数】

上記育児休業とは別に、**産後パパ育休**(子の出生日から57日間以内にする育児休業)を**2回**(改正前:1回)取得可能

【請求期限】

休業開始希望日の2週間前(改正前:1月前)までに請求

◎ 円滑な育児休業取得、業務引継ぎ等のため、請求期限にかかわらず、可能な限り早期に育児休業の請求を行うことが重要です！

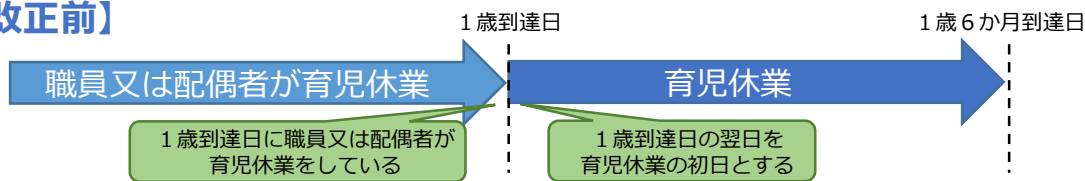
◎ 令和4年10月1日以降に取得可能な育児休業の回数は、既に取得した(又は現在取得している)育児休業の回数で判断することとなります。

例：施行日前に育児休業を既に1回取得している場合、10月1日以降、育児休業をあと1回取得可能

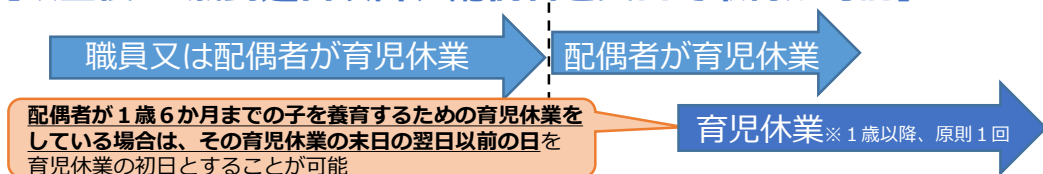


子が1歳以降の育児休業：夫婦交替での取得や、特別な事情がある場合の柔軟な取得が可能となります

【改正前】

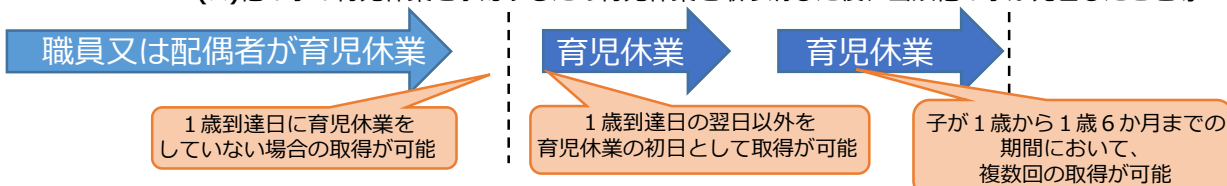


【改正後: 1歳到達日以降、配偶者と交替で取得が可能】



【改正後: 特別な事情(*)がある場合、より柔軟な取得が可能】

(*)他の子の育児休業を承認するため育児休業を取り消した後、当該他の子が死亡したこと等



※ 1歳6か月から2歳までの育児休業についても、上記と同様となります。

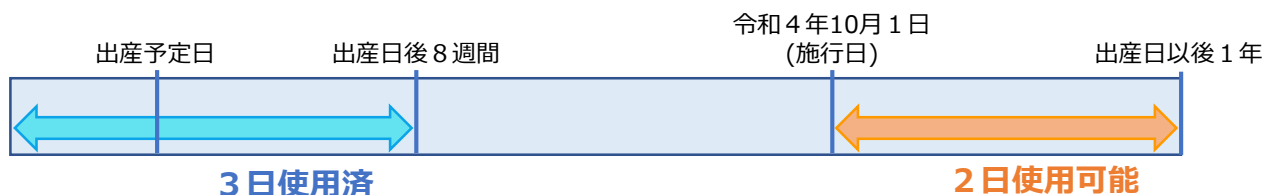
2. 育児参加のための休暇(*)の改正のポイント

※ 妻が出産する場合に出産に係る子又は小学校就学前の子を養育するための休暇(対象: 男性職員)

対象期間: 出産の日以後1年を経過する日までに拡大されます

・妻の出産予定日の6週間前の日から**出産の日以後1年を経過する日まで**(改正前: 出産の日後8週間を経過する日まで)の期間において、5日の範囲内で使用可能

◎ 令和3年10月2日以降、配偶者の方が出産された職員で、本休暇の残日数がある場合は、令和4年10月1日以降も本休暇を残日数の範囲内で使用できます!



両立支援制度の詳細については人事院HPをご覧ください
(https://www.jinji.go.jp/ikuzi/ryouritsu_toppage.html)

